

## 入門誓約書

International Karate Organization

国際空手道連盟 極真会館

KanagawakenInoueDojo kaminagaya branch

神奈川県井上道場 上永谷支部

SHINICHI KAKUYAMA

責任者 郭山 信一 殿

年 月 日

signature

署名

印

未成年の場合保護者の方が署名してください

I, the undersigned, upon being permitted to join your dojo, will obey the rules of your dojo, will endeavor to conduct myself in a manner befitting a student even in my daily life, and shall never do anything to bring disgrace upon the dojo. I hereby swear that I shall faithfully fulfill my duty.

私儀今般貴道場に入門許可されました上は貴道場の規定を遵守し、平素の生活においても修業生として恥ずかしくない行動に努め、絶対に道場名を傷つけるようなことは致しません。ここに忠実に自己の本分を守ることを誓います。

ふりがな ( ) name 名前	男・女	ふりがな ( ) Guardian's name 保護者名
Address (〒 - ) 現在所		
Phone number(home) 電話 (自宅)	(mobile) (携帯)	
E-Mail address Eメールアドレス		
Date of birth 生年月日 (西暦) 年 月 日	Age 年齢 歳	grade 幼・小・中・高・大 学年 年
occupation 職業	Name of company 会社名	Name of school 学校名
Height 身長 c m	Weight 体重 kg	Note 備考

●入門の目的 (○で囲んでください。複数回答可)

- 1.体力増強 2.精神鍛錬 3.護身 4.ストレス解消 5.美容と健康  
6.ダイエット 7.試合に出たい  
8.その他 ( )

●道場を何で知りましたか? (○で囲んでください。複数回答可)

- 1.看板 (A.道場前 B.駅 C.その他 ( ) )  
2.チラシ (A.道場前設置 B.新聞折込 C.その他 ( ) )  
3.紹介 (紹介者名: ( ) ) 4.家族が会員  
5.インターネット、ホームページ  
6.タウンページ 7.その他 ( )

写真

3 × 4 cm

1枚貼付

国際空手道連盟 極真会館

神奈川県井上道場 上永谷道場 会員規約

## 第一章 会員資格

会員資格は、本規約に同意し、入門誓約書に署名、捺印後、入会金と月謝を納入した者のみ会員資格を得ることができる。

## 第二章 入会金及び会費

- 一.一旦納入された入会金及び会費は理由の如何を問わず返金されない。  
二.入門翌月以降の会費は原則的に道場指定の集金代行業者を介し、会員指定の銀行口座から毎月定期的に振替を行う。

## 第三章 休会及び退会

- 一.休会とは、1ヶ月以上稽古に参加することができない場合をいう。  
二.休会及び退会する場合は、前月15日までに所定の届出用紙に記入捺印して提出しなければならない。  
三.休会期間の月会費は、2,200円とする。  
四.1ヶ月以上稽古を休んだ場合でも休会届が提出されていない場合は、月会費を支払わなければならない。

五.月会費を3ヶ月以上無断で滞納した者は、未納額を清算した上で退会処分となる。

六.無断で稽古を1年以上休んでいる者は、未納額を清算した上で退会処分となる。

## 第四章 除名

- 一.本規約、その他道場が定める規則に違反した時は、除名処分とする。  
二.本道場の名を傷つけ秩序を乱したものは、除名処分とする。

## 第五章 付則

- 一.稽古には十分安全を期しているが、万一稽古中に怪我をした場合、応急手当はするがそれ以上の責任は無いものとする。  
二.全会員はスポーツ安全保険を掛けなければならない。